

社団法人全国空港ビル協会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、社団法人全国空港ビル協会(以下「本協会」という。)と称する。

(事務所)

第2条 本協会は、主たる事務所を東京都大田区に置く。

2 本協会は、総会の議決を経て、従たる事務所を必要な地に置くことができる。

(目的)

第3条 本協会は、空港ターミナルビルの施設及び管理の改善並びに空港利用者に対する案内及び誘導に関する調査研究を行うとともに、これらの諸施策の推進を図り、併せて会員の相互連帯を強化することにより、空港ターミナル事業の振興と民間航空の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本協会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 空港ターミナルビルの施設及び管理に関する調査研究
- (2) 空港利用者に対する案内及び誘導に関する調査研究
- (3) 航空関係事業者及び航空関係団体との連絡調整
- (4) 講演会、講習会等の開催

- (5) 関係省庁等に対する意見の具申
- (6) 空港ターミナルビル関係図書及び機関誌の刊行
- (7) その他本協会の目的を達成するために必要な事業

第2章 会 員

(種別)

第5条 本協会の会員は、次の2種とし、正会員をもって民法上の社員とする。

- (1) 会 員 本協会の目的に賛同して入会した法人又は団体
- (2) 賛助会員 本協会の事業を賛助するため入会した個人又は法人若しくは団体

(入会)

第6条 前条に定める会員として入会しようとする者は、別に定める入会申込書により会長に申し込み、理事会の承認を得なければならない。

- 2 入会は、別に定める基準により、理事会においてその可否を決定し、会長が本人に通知するものとする。

(会費の納入等)

第7条 会員は、総会において別に定めるところにより、会費を納めなければならない。

- 2 既納の会費は、返還しないものとする。

(資格の喪失)

第8条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を失う。

- (1) 退会したとき
- (2) 後見開始又は保佐開始の審判を受けたとき
- (3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき
- (4) 2年以上会費を滞納したとき
- (5) 除名されたとき

(退会)

第9条 会員が退会しようとするときは、退会届を会長に提出しなければならない。

(除名)

第10条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会において正会員総数の3分の2以上の議決に基づき、除名することができる。

この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 本協会の名誉を汚し、又は信用を失うような行為があったとき
- (2) 定款又は総会の決議を無視する行為があったとき

(権利の喪失)

第11条 退会した者又は除名された者は、会員としての一切の権利を失い、すでに納付した会費その他本協会の財産に対して、何等の請求もすることができない。

第3章 役員等

(役員)

第12条 本協会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副 会 長 2名以内
- (3) 常務理事 1名
- (4) 理 事 15名以上、20名以内(会長、副会長及び常務理事を含む。)
- (5) 監 事 2名又は3名

(役員を選任等)

第13条 理事及び監事は、総会において選任する。ただし、理事及び監事を正会員以外の者から選任することができる。

- 2 会長、副会長及び常務理事は、理事の互選による。
- 3 理事及び監事は、相互にこれを兼ねることができない。

(役員職務)

第14条 会長は、本協会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、会長が予め定めた順位に従い、その職務を行う。
- 3 常務理事は、会長及び副会長を補佐して、本協会の会務を掌理し、会長及び副会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を行う。
- 4 理事は、理事会を組織して会務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 財産及び会計を監査すること

- (2) 理事の業務執行状況を監査すること
- (3) 財産、会計及び業務の執行について、不正の事実を発見したときは、これを総会又は国土交通大臣に報告すること
- (4) 前号の報告をするために必要があるときは、総会又は理事会の招集を請求し、若しくは総会又は理事会を招集することができる。

(役員任期)

第15条 役員任期は、就任後2年目の通常総会の日までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠により就任した役員は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員は、任期満了後においても、後任者が就任するまでは、なお、その職務を行うものとする。

(役員解任)

第16条 役員が次の各号の一に該当するときは、総会において正会員総数の3分の2以上の議決に基づいて解任することができる。

この場合、その役員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき
- (2) 職務上の義務違反その他役員たるにふさわしくない行為があると認められるとき

(役員報酬)

第17条 役員は、すべて無給とする。ただし、常勤の役員は有給とすることができる。

- 2 常勤の役員報酬は、理事会の議決を経て、会長が定める。

(顧問及び相談役)

第18条 本協会に、顧問及び相談役若干名を置くことができる。

- 2 顧問は、理事会の同意を得て、学識経験者のうちから会長が委嘱する。
- 3 顧問は、会長の諮問に応じ、意見を述べることができる。
- 4 相談役は、理事会の推せんにより、会長が委嘱する。
- 5 相談役は、本会の運営に関する重要事項につき、会長の諮問に応じ、意見を述べるができる。

第4章 会議

(種別)

第19条 会議は、総会及び理事会とする。

- 2 会議は、第14条第5項第4号の規定により監事が招集する場合を除き、会長が招集する。
- 3 総会の議長は、総会において出席正会員のうちから選出する。
- 4 理事会の議長は、会長がこれにあたる。

(総会)

第20条 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

- 2 通常総会は、毎事業年度終了後3月以内に招集する。
- 3 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
 - (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき
 - (2) 正会員の5分の1以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき

(3) 第14条第5項第4号の規定により監事から招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき

4 会長は、総正会員の5分の1以上から、又は監事から会議の目的である事項を示して臨時総会の請求があったときは、その請求があった日から30日以内に招集しなければならない。

(総会の招集)

第21条 総会の招集は、会議の目的である事項、日時及び場所を示した書面により、開催日の10日前までに正会員に通知しなければならない。ただし、緊急の場合はこの限りでない。

(総会の決議事項)

第22条 総会は、この定款に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 事業計画及び収支予算
- (2) 事業報告及び収支決算
- (3) その他の重要事項

(総会の定足数等)

第23条 正会員は、それぞれ1個の表決権を有する。

- 2 総会は、総正会員の過半数の出席がなければ議事を開き議決することはできない。
- 3 総会の議事は、この定款に別に定めるもののほか、出席正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(書面表決)

第24条 総会に出席できない正会員は、予め通知された事項について書面をもって表決し、若しくは代理出席者又は他の出席正会員に表決権の行使を委任することができる。

この場合には、その正会員は、出席したものとみなす。

(議事録)

第25条 総会の議事については、議事録を作成しなければならない。

2 議事録は、議長が作成し、少なくとも次の事項を記載し、議長及び議長が指名した出席正会員2名以上が、これに署名押印するものとする。

- (1) 会議の目的である事項、日時及び場所
- (2) 総正会員数及び出席正会員数
- (3) 議事の経過の概要及びその結果

3 前項の議事録は、事務所に備え付けて置かなければならない。

(理事会)

第26条 理事会は、理事をもって構成する。

2 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき
- (2) 理事現在数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき
- (3) 第14条第5項第4号の規定により、監事から招集の請求があったとき又は監事が招集

したとき

(理事会の議決事項)

第27条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 会務の執行に関する事項
- (2) 総会に提出する議案
- (3) 総会によって委任された事項
- (4) その他の重要事項

(招集)

第28条 会長は、第26条第2項第2号又は第3号の規定により請求があったときは、その日から14日以内に臨時理事会を招集しなければならない。

2 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも開催日の10日前までに理事に通知しなければならない。

(規定の準用)

第29条 第23条、第24条及び第25条の規定は、理事会に準用する。

第5章 委員会

(常設委員会及び専門委員会)

第30条 会長は、本協会の事業の円滑な運営を図るため必要と認めるときには、理事会の議決を経て、常設委員会及び専門委員会を置くことができる。

- 2 常設委員会及び専門委員会に関する必要事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

第6章 事務局

(事務局)

第31条 本協会に、事務局を置く。

- 2 事務局に関する規程は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

(備付け帳簿及び書類)

第32条 事務局には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかなければならない。

- (1) 定款
 - (2) 会員名簿及び会員の異動に関する書類
 - (3) 理事及び監事の名簿
 - (4) 事業計画及び予算に関する書類
 - (5) 事業報告及び決算に関する書類
 - (6) 財産目録、正味財産増減計算書及び貸借対照表
 - (7) 許可、認可及び登記に関する書類
 - (8) 定款に定める機関の議事に関する書類
 - (9) 理事及び監事の履歴書
 - (10) 職員の名簿及び履歴書
 - (11) その他必要な帳簿及び書類
- 2 前項第1号から第6号までに掲げる書類については、これを一般の閲覧に供しなければな

らない。

第7章 財産及び会計

(事業年度)

第33条 本協会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日までとする。

(財産の構成)

第34条 本協会の財産は、会費、寄付金及びその他の収入から成るものとする。

(財産の管理)

第35条 本協会の財産は、会長が管理し、その方法は理事会の議決を経て、会長が別に定める。

(経費の支弁)

第36条 本協会の経費は、財産をもって支弁する。

(事業計画及び予算)

第37条 会長は、本協会の事業計画及びこれに伴う予算に関する書類を作成し、通常総会において出席正会員の3分の2以上の議決を経て、国土交通大臣に届け出なければならない。

これを変更しようとする場合も同様とする。

(暫定予算)

第38条 やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は理事会の議決を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入支出をすることができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(会計書類等)

第39条 会長は、毎事業年度終了とともに、次の事項を作成し、通常総会開催の15日前までに監事に提出して、その監査を受けなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支計算書
- (3) 正味財産増減計算書
- (4) 貸借対照表
- (5) 財産目録
- (6) その他必要な付属書類

2 監事は、前項の書類を受領したときは、これを監査し、監査報告書を作成して会長に提出しなければならない。

3 会長は、総会において第1項の書類及び前項の監査報告書について出席正会員の3分の2以上の議決を得た後、その事業年度終了後3月以内に国土交通大臣に報告しなければならない。

この場合において、資産の総額に変更があったときは、2週間以内に登記し、登記簿の謄本を添えるものとする。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第40条 この定款は、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、国土交通大臣の認可を得なければ変更することができない。

(解散)

第41条 本協会は、民法第68条第1項第2号から第4号まで及び第2項第2号の規定によるほか、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、国土交通大臣の認可を得て解散する。

(残余財産の処分)

第42条 本協会の解散に伴う残余財産の処分は、総会において正会員総数の4分の3以上の決議を経、かつ、国土交通大臣の許可を得て、本協会と類似の目的を有する団体に寄付するものとする。

第9章 雑則

(細則)

第43条 この定款に定めるもののほか、本協会の事業の運営上必要な細則は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

附則

- 1 この定款は、本会の設立の日(昭和61年9月20日)から施行する。
- 2 本会の設立により、全国空港ビル協会の会員及び一切の資産は、本会が承継する。

- 3 本会設立当初の会費は、第7条の規定にかかわらず、設立総会において定めるところによる。
- 4 本会設立当初の役員は、第13条の規定にかかわらず、設立総会において選任されたものとする。
- 5 本会設立当初の事業計画及び収支予算は、第22条の規定にかかわらず、設立総会において議決されたものとする。
- 6 本会設立当初の事業年度は、第31条の規定にかかわらず、昭和61年9月22日又は設立の日のいずれか遅い日から始まり、昭和62年3月31日に終わるものとする。

附則

この定款の一部変更は、運輸大臣の認可の日(平成元年7月5日)から施行する。

附則

この定款は、平成8年1月24日(運輸大臣の認可の日)から施行する。

附則

この定款は、平成13年6月20日(国土交通大臣の認可の日)から施行する。

附則

この定款は、平成14年7月5日(国土交通大臣の認可の日)から施行する。